破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０９号
北海道小樽市長橋２丁目19番８号、前住所北海道小樽市長橋４丁目４番19号
債務者　小木　昌美（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６０８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　鶴ケ谷第二市営住宅５Ａ８棟29
債務者　小野　一幸
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６０９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　鶴ケ谷第二市営住宅５Ａ８棟29
債務者　小野あつ子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
秋田県由利本荘市前郷字家岸72番地
債務者　尾留川良弘
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第３０８号
茨城県常陸大宮市上大賀232番地の５
債務者　河野　大樹
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３３２号
茨城県水戸市平須町1824番地の416　リラフォート・Ｊ102号
債務者　奥田　秀貴
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３４４号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8036番地
債務者　根本　愛子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１０号
茨城県つくば市あしび野10番地４、前住所千葉県柏市高田1075番地17　コスモ柏サニーフィールズ503号
債務者　清水　弘興
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７６号
長野市大字高田2089番地１　コーポ高田103号室
債務者　上野　孝之
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７４号
長野県南佐久郡佐久穂町大字畑5906番地
債務者　嶋﨑　悦雄
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第７８号
長野県小諸市丙829番地４　市営住宅750号
債務者　小林ゆき子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１６５号
三重県桑名市大字森忠527番地４
債務者　川北　勝利
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
三重県四日市市河原田町2146番地１　特別養護老人ホーム南部陽光苑、前住所三重県四日市市栄町５番16号
債務者　後藤　末子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
三重県四日市市小古曽東３丁目３番41号　Ｍ’ｓ　ｃｏｕｒｔⅡ－102、前住所三重県四日市市前田町９番７号（前々住所）三重県四日市市まきの木台２丁目119番地
債務者　尾上　省二
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２００号
三重県いなべ市北勢町田辺1365番地
債務者　瀬古　基之
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
三重県四日市市釆女町1605番地１、住民票上の住所三重県四日市市西坂部町5218番地２
債務者　德留　大起（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係